HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	期限後裏書と手形抗弁
Author(s)	林, 竑
Citation	北大法学論集, 31(3-4下), 421-428
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16353
Type	bulletin (article)
File Information	31(3-4)2_p421-428.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

期限後裏書と手形抗弁

林　竣

1　支払拒絶証書作成後または支払拒絶証書作成期間経過後になされた裏書（期限後裏書）は、指名債権譲渡の効力を有するにすぎない（手形法二〇条一項、小切手法二四条一項）。[1] したがって、期限後裏書の被裏書人は裏書人が有する以上の権利を取得することはできず、期限後裏書には人的抗弁切断の保護が認められない。[2] 被裏書人は善意・悪意を問わず、[3] 裏書人の権利に付着した瑕疵を当然に承継する。[4] 債務者は、期限後裏書の裏書人に対抗しうるすべての抗弁を、被裏書人に対抗しうる。[5] それ故、手形債務者が期限後裏書がなされる以前に、すでに裏書人に対抗しうる抗弁を有していれば、これを被裏書人に主張しうることに問題はなく、学説・判例に異論を見ない。[6] しかし、期限後裏書がなされた後に抗弁事由が生ずるにいたった場合、債務者はこれを被裏書人に主張しうるのか。[7]

従来、学説・判例ではこの点が明確ではなかったかにみえるが、期限後裏書後に原因債権につき時効期間が満了したという事案につき、注目すべき判示をなした判決がある。大阪地裁昭和五〇年一〇月一三日判決[8]である。

2　事案の概要は、次のとおりである。YがA会社に約束手形を振り出し、Aはこの手形を取立委任のためB銀行に裏書し、B銀行は満期日に支払呈示したが支払を拒絶された。AはB銀行より手形を受戻し、期限後裏書によりこれをXに譲渡した。Xの請求に対し、Yは、AがYに有する原因債権が時効消滅した（民法

一七三条一号）――時効期間が、期限後裏書後に満了した――ことを理由にAの手形金請求を拒みうる、したがって、Aより期限後裏書により手形を取得したXに対し、時効の抗弁を対抗しうると主張した。

大阪地裁は、(1)「YはA〔会社〕に対し同社のYに対する本件各手形に関する原因関係上の債権が時効によって消滅したことにより右各手形金の支払を拒むことができる」[9]ことを前提とし、(2)「期限後裏書は裏書当時既に発生している手形債務者の裏書人に対する抗弁事実につき被裏書人の善意悪意を問わず同人に対抗できるというものであって裏書後に発生した裏書人に対する事由について被裏書人に対し主張できるというものでない」とし、本件事案において抗弁が発生したのは期限後裏書後であるから、債務者は原因債権の時効消滅をもって被裏書人に対抗しえないと判示した。

この判決は、従来学説・判例上かならずしも明確とはいえなかった、期限後裏書の効力と抗弁との関係に言及した注目すべき判決である。事案の特徴は、債務者が主張する抗弁が、原因債権の時効消滅であり、しかもその時効期間が期限後裏書後に満了したという点にあることを指摘できよう。

この判決には、すでに批判がなされている[10]。しかし、以下では、未熟な試論であるが、本判決が期限後裏書後に生じた裏書人に対する抗弁事由を被裏書人に主張しえないとする点に賛成すべきであるが、原因債権の時効消滅は手形債権の履行請求を拒みうる抗弁となるとする立場を前提とする限り、本判決と同一の結論に達することは困難である、したがって、この判決と同一の結論を導くには、原因債権の時効消滅の抗弁の性質如何という問題の再検討の必要性があるのではないか、以上の点を明らかにしたい。

3　期限後裏書後に発生した、債務者の裏書人に対する抗弁事由が被裏書人に対抗されうるのかという点が争われた例は多くはなく[11]、期限後裏書の効力と抗弁との関連が争点となったほとんどの事例は、期限後裏書前にすでに抗弁が成立していたというものであるかにみえる[12]。

期限後裏書後に成立した抗弁を、債務者が被裏書人に主張しうるとされる根拠は何か。期限後裏書において、被裏書人は裏書人の権利に付着した瑕疵を当然に承継する。したがって、債務者が裏書人に対し原因債権の時効消滅を主張できる以上、これを被裏書人に主張できることになるという指摘がなされよう[13]。

しかし、「裏書人の権利に付着した瑕疵」とは、すでに瑕疵が裏書前に発生したことを当然の前提としているのではないだろうか。期限後裏書後に抗弁事由が発生した場合、期限後裏書の時点では権利に瑕疵は付着していない。したがって、この場合、被裏書人は裏書により瑕疵のない権利を取得する。期限後裏書後に生じた抗弁を主張しうるとすれば、前掲大阪地裁判決が指摘するとおり、「裏書譲渡を受けることによって権利者となった手形債権者においてその後に発生し、しかも全く自ら関知しない原因債権の消滅事由によってその権利を喪失させられる」という不当な結果になるのではないか。手形債務者は、期限後裏書後に発生した、裏書人に有する抗弁を被裏書人に対抗しえないと解すべきではないだろうか。[14][15][16]

しかし、期限後裏書前に、取消または解除原因がすでに存在している場合、取消権または解除権の行使を制限する規定がない限り、債務者は取消または解除の意思表示をなしうる。[17] 取消及び解除は遡及効を有する（民法一二一条、五四五条）。したがって、期限後裏書前に取消または解除原因が存在している場合に、手形を取得した被裏書人は、取消または解除の意思表示がなされれば、手形債権または原因債権がすでに消滅してしまった手形を期限後裏書によって取得したことになる。期限後裏書には抗弁切断の保護は認められない。被裏書人は、債務者から抗弁の対抗をうけざるをえない。[18]

本判決は、原因債権の時効消滅をもって手形債務者は直接の当事者に対抗しうることを前提とする。しかし、原因債権の時効消滅の効力は「起算日」にさかのぼる（民法一四四条）。起算日以後に手形を期限後裏書によって取得した者は、取消または解除の場合と同じく、時効期間の満了の結果、すでに原因債権が時効消滅した手形を取得したことになり、同じく抗弁（原因債権消滅の抗弁）の対抗をうけざるをえないのではないか。原因債権の遡及的消滅の点で、時効は取消・解除と共通している。[19] 以上のとおりとすれば、期限後裏書後に生じた抗弁事由を被裏書人に対抗しえないと解しても、原因債権の時効消滅をもって債務者は抗弁となしうることを前提とすれば、前掲判決と同一の結論にいたることは困難ではないだろうか。

4　しかし、我国の学説・判例[20]と異なり、ドイツでは、債務者は原因債権の時効消滅をもって原因関係上の当事者の手形にもとづく請求を拒みうる抗弁とはなしえないとする説が一般的である。[21] この説によれば、原因債権につき時効期間が満了しても、直

接の当事者間で原因債権の時効消滅は抗弁とならないのであるから、期限後裏書の被裏書人に対抗されることはないという結論に達しえよう。

ドイツの学説の根拠は、次の二つの点にあると推測される。(1)ドイツでは、原因関係消滅の抗弁は、抽象的手形債権を不当に利得したという抗弁と構成されている（§§812 II, 821 BGB）。[22] したがって、これを前提とすれば、債務者は同時履行の抗弁（§320 BGB）、[23] 履行拒絶権の抗弁（§273 BGB）[24] を主張して手形にもとづく請求を拒むことができない。(2)ドイツ法では、消滅時効にかかるのは「請求権」であり、時効により債務者は給付を拒絶する権利を有するものとされている（§§194, 222 I BGB）。[25] したがって、原因債権につき時効が完成しても、原因債権につき同時履行の抗弁が存在する場合と同じく、債務者は債務を負担しているので、手形債権を不当に利得したことにならない。債務者は、手形債権の時効完成前に、原因債権が時効消滅したことを主張して、手形金請求を拒みえない。[26]

以上のようなドイツ法と同一の解釈を、我国でとることは可能であろうか。

原因関係にもとづく抗弁の法律的性質如何の問題は別として、[27] 我が民法は、ドイツ民法と異なり、時効により「債権」が消滅すると定めており（民法一六六条以下）、この点をとらえて原因債権の時効消滅は抽象的手形債務負担の「法律上の原因」（民法七〇三条）の消滅をもたらすという指摘がありえよう。[28][29]

しかし、原因債務につき弁済、相殺がなされた場合と同様に、消滅時効の完成が「法律上の原因」の欠缺をもたらすと解すべきであろうか、[30] 手形債権者は手形債権を不当に利得したといえるであろうか。[31]

問題は、原因債権の時効消滅と「法律上の原因」との関連である。しかし、債権が時効消滅したことを知らずに弁済した債務者は返還請求をなしえないと解するのが判例・通説[32][33]である。しかも、自働債権が時効により消滅した場合には、たとい相手方が援用しても、なおこれを相殺の用に供しうるものとされている（民法五〇八条）。民法は時効により「債権」が消滅すると定めているものの、「債権」の時効消滅は「法律上の原因」の欠缺をもたらすものではないことを前提にしているとも解しうるのではないか。[34]

以上の解釈を前提にすれば、期限後裏書後に原因債務につき時効期間が満了しても、これを被裏書人に対抗できないという―妥

当な一結論に達することが可能である。

しかし、以上の問題の解決には、原因関係の抗弁の法律的性質および消滅時効の効果如何という困難な問題の充分な検討が要求される。本稿は、期限後裏書後の原因債権の時効消滅という特殊な事案を手掛りとして、この問題につき考察を試みた「覚書」にすぎない。

(1) 期限後裏書は指名債権譲渡の効力を有するにすぎないが、「裏書」であることにかわりはない。したがって、期限後裏書について指名債権譲渡の対抗要件をそなえる必要はないと解される。佐藤「手形・小切手の譲渡」手形法・小切手法講座3三一頁、鈴木・手形法・小切手法二六五頁、札幌高判昭和三二年三月六日高裁民集一〇巻二号一〇九頁、Jacobi, Wechsel-und Scheckrecht. 1956. S. 625. Anm. 1. 参照。

(2) 大判明治三五年一二月一六日民録八輯九六頁。

(3) 大判大正一二年二月一六日民集二巻八三頁。

(4) 大判明治四一年五月二六日民録一四輯六〇七頁、大判大正八年二月一五日民録二五輯八二頁、大判昭和七年四月五日裁判例（六）民九五頁。

(5) 大隅＝河本・注釈手形法・小切手法二四二頁、竹田・手形法・小切手法一二〇頁、伊沢・手形法・小切手法四一四頁参照。

(6) なお、手形債務者は、期限後裏書によって手形を取得した中間者に有する抗弁を手形所持人に対抗しうる、山尾・新手形法論二六一頁、Jacobi, a. a. O., S. 625 参照。

学説では、期限後裏書の場合には、裏書人に対する抗弁を当然被裏書人に対抗しうるが、手形を受戻さないで支払っても、被裏書人には対抗しえないと解する説があるが（鈴木・前掲書二八六頁注（一六）、大塚（市）「満期と呈示期間」手形法・小切手法講座4九七頁、前田・商事判例研究昭和二八年度八事件四四頁）、これは期限後裏書がなされる前にすでに生じた支払済の抗弁と手形の受戻証券性との関連を問題とするものである。

(7) なお、手形債務者が期限後裏書の裏書人に対し、相殺適状にある反対債権を有していた場合、債務者が裏書前に相殺の意思表示をしていなくても、これを被裏書人に対抗しうる、大判明治三八年五月一三日民録一一輯七二〇頁、大判大正八年二月一五日民録二五輯八二頁、大隅＝河本・前掲書二四二頁。

(8) 判例時報八二六号九四頁。

(9) 原因債権が時効消滅しても、手形債権は消滅しないが、この事実は当事者間の抗弁事由になると解するのが通説・判例であるが、本判決はこれを当然の前提とする。

(10) 大隅＝河本・前掲書二四二頁。

(11) なお、大判大正一二年二月一六日民集二巻七七頁、福岡高判昭和三六年九月二八日金融法務二八九号四頁参照。

(12) 期限後裏書の被裏書人に対する抗弁の対抗を認めた例の多くは、裏書前にすでに抗弁事由が存在していた場合である、注(2)、(3)、(4)引用の判決の他、最高判昭和四〇年一二月二一日民集一九巻九号二三〇〇頁、最高判昭和四五年三月二七日判例時報五九〇号七三頁等参照。

(13) 前掲大阪地判に対する判例時報のコメント参照。

(14) 指名債権譲渡の場合に、債務者は譲渡の通知前に譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる(民法四六八条二項)。これは、債務者が関与していない債権者と第三者との間の債権譲渡によって、債務者の利益が害されてはならないとする基本的な理念にもとづくものであろう(梅・民法要義(巻之三)二一二頁、Enneccerus-Lehmann, Schuldrecht. 1958. §79. II. 2 参照)。したがって、譲渡の通知前に抗弁事由が存在していたのであれば、債務者がこれを主張しうるのは当然である。しかし、通知後に生じた抗弁事由を主張しえないということと「債権譲渡」とは直接の関連はない。債権譲渡がなされたときには抗弁事由が存在していないからである。なお、大判昭和二年四月二三日法律新聞二七一二号一五頁、大判昭和九年一一月一日法学四巻四八八頁、東京地判昭和四三年一一月二九日金融法務五三六号二四頁参照。以上は、指名債権譲渡と同一の効力を有する期限後裏書にも妥当するのではないか。

(15) ドイツでは、手形債務者は期限後裏書の被裏書人に対し、裏書の際に裏書人に有していたすべての抗弁を主張しうると解されている、Michaelis, Wechselrecht, 1932, §16. Anm. 11; Quassowski-Albrecht, Wechselgesetz, 1934, §20. Anm. 5; Stranz, Wechselgesetz, 14. Aufl, §20. Anm. 14.; Baumbach-Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 11. Aufl. §20. Rdn. 4 参照。

(16) したがって、期限後裏書後に債務者と裏書人との間で生じた抗弁事由、たとえば弁済、更改、免除、猶予、特別の合意等の抗弁事由は被裏書人に対抗されないと解すべきではないだろうか。なお、相殺の抗弁については注(18)参照。

(17) これらの場合に、抗弁の原因が期限後裏書がなされる以前にすでに存在している。したがって、債務者は期限後裏書によって形成権の行使が妨げられることはないと解すべきであろう。以上の点は、指名債権譲渡においても同じであろう、注釈民法(11)債権(2)三九五頁以下、Enneccerus-Lehmann, a. a. O., §79. II. 2.; Planck, Bürgerliches Gesetzbuch, II. Band. 1. Hälfte. 1914, S. 569 参照。

(18) 以上の点では、相殺も同じであろう。期限後裏書がなされた場合に、手形債務者のなした相殺が有効であれば、手形債権は裏書前に消滅し、被裏書人は権利を取得しないとした、大判昭和八年四月七日法学二巻一三五九頁参照。

(19) 大隅＝河本・前掲書二四二頁は、前掲大阪地裁判決に次のような批判をなしている。「売買契約の手付として振り出

された手形を期限後に譲り受けた者は、譲受後に振出の原因関係たる売買契約が解除されたときには抗弁の対抗を受けざるをえないことを考えれば、この判例には賛成できない」。

(20) 最高判昭和四二年一一月一六日判例時報五二〇号五頁、最高判昭和四三年一二月一二日判例時報五四五号七八頁、名古屋地判昭和四七年九月一六日判例時報六八九号一〇八頁、竹田・前掲書四六頁、服部・手形・小切手法（改訂版）一二七頁、同・ジュリスト六三一号一三七頁、大隅＝河本・前掲書一九〇頁、並木・金融商事判例一六一号二頁以下参照。

(21) Jacobiは、原因債務そのものにのみ存する原因により原因債務の効力を奪う抗弁も手形債権に対抗されず、原因債権のみの時効消滅は手形債権を害しないとする。Jacobi, a.a. O., S. 290. 同趣旨の学説として、Staub-Stranz, Kommentar zum Wechselgesetz, 13. Aufl, § 17. Anm. 38e und 44.; Stranz, a. a. O., § 17. Anm. 40d ; Baumbach-Hefermehl, a. a. O., § 70. Anm. 1; Hueck-Canaris, Recht der Wertpapiere, 11. Aufl, § 20. I. 1. a; Büren, Die Beschränkungen der Einreden des Wechselschuldners, 1965, S. 58 参照。

なお、我国の学説としては、木内「手形の原因関係と手形抗弁（本論一）」法学新報八〇巻一二号一一頁以下、一八頁注(17)、(18)、同・手形法小切手法二九一頁、大塚（龍）・民商法雑誌七九巻六号六二頁以下がある。本稿は、木内・大塚両教授の説に注釈をくわえたにすぎない。

(22) Baumbach-Hefermehl, a. a. O., § 17. Rdn. 67 ; Hueck-Canaris, a. a. O., § 20. I. 1. a、なお詳細については Miller, Wechsel und Grundforderung, 1969. S. 25 ff. 参照。

(23) 同時履行の抗弁は抽象的手形債権に対抗されないとした判決である、OLG Rostock 1913. 10. 22; OLGE 28, 408 : LG Siegen 1969. 10. 14 ; WM 1970. 1073 参照。なお、我国ではこれに反対するのが通説であろう。大隅＝河本・前掲書一九二頁、東京高判昭和三九年九月三〇日判例タイムズ一六八号一六二頁参照。

(24) 手形債務者が原因債権につき履行拒絶権を有するにすぎない場合には、不当利得の抗弁は基礎づけられないとした判決である、OLG Oldenburg 1969. 11. 14 ; NJW 1970, 667 参照(*)の判決については、多くの批判的評釈がある。Reinicke, DB1970, 1368 ; Miller, DB 1970, 1370 ; Stötter, NJW 1971, 359 ; Bulla, DB 1975, 191参照)。なおその後、この判決に反対の趣旨のBGHの判決がでた、BGH 1971. 11. 24 ; BGHZ 57, 300f. 参照。BGHは、原因債権につき同時履行の抗弁、履行拒絶権の抗弁が存在する場合、債務者は許されない権利行使の抗弁を主張しうると解した。これに賛成するのが学説である、Baumbach-Hefermehl, a. a. O., § 17. Rdn. 67 ; Rehfeldt-Zöllner, Wertpapierrecht, 12. Aufl. S. 108 ; Hueck-Canaris, a. a. O., § 20. I. 1. b 参照。

(25) ドイツ法では、請求権につき抵当権、質権などの担保が

設定されている場合、請求権が時効にかかっても、担保は消滅せず、債権者はこれから弁済をうけることができるとされている（§223 BGB）。

(26) 同趣旨の判決である、OLG Düsseldorf 1975.8.4；WM 1975,1019 参照。この判決は、手形が原因債権のための担保であり、したがって原因債権につき時効が完成した場合、原因債権は経済的にみて手形債権において存在しつづけるということを指摘する。

(27) 上柳「手形の無因性についての覚書」企業法の研究（大隅古稀記念）三三一頁以下、木内「手形の原因関係と手形抗弁」法学新報八〇巻一二号一頁以下、八一巻四号一〇五頁以下参照。

(28) 近藤（光）・法学協会雑誌九六巻九号一三六頁、谷川・ジュリスト七一八号一四二頁以下参照。

(29) この指摘を前提とすれば、債権者は、原因債権につき時効が完成すれば、手形を債務者に返還しなければならないことになろう、並木・前掲評釈三頁参照。

(30) 木内・前掲論文一二頁、大塚（龍）・前掲評釈七四頁。

(31) 手形債権が存続する限り、原因債権の時効を問題としないというのが、手形を授受した当事者の通常の意思ではないだろうか、木内・前掲論文一二頁、大塚（龍）・前掲評釈七四頁参照。

(32) 最高判昭和四一年四月二〇日民集二〇巻四号七〇二頁。

(33) 我妻・債権各論（下巻一）一一二二頁、松坂・事務管理・不当利得〔新版〕一七八頁、谷口・不当利得の研究一一一頁以下参照。

(34) 時効にかかるのは「請求権（Anspruch）」であると解する説（川島・民法総則四三二頁、同・民法I五五頁以下）、消滅時効の抗弁の出された債務も自然債務として存続すると解する説（石田（喜）・注釈民法(18)債権(9)六一四頁以下）によれば、消滅時効により「法律上の原因」の欠缺が生じないことは理論上当然ということになろう。